

# 制度改革の全体像

## 見直しの基本的視点

明るく活力ある超高齢社会の構築

制度の

## 見直しの全体像

軽度者(要支援・要介護1)の大幅な増加

軽度者の状態像を踏まえた介護予防の重視

在宅と施設の給付と負担の公平性

介護保険と年金の調整

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加

サービス体系の見直しと地域包括ケア

中重度者の支援強化、医療と介護の連携

### 1 予防重視型 システムの確立 P.6-9

- (1)新予防給付の創設  
軽度者の状態像を踏まえ、現行の予防給付の対象者、サービス内容、ケアマネジメント体制を見直し  
新予防給付の介護予防ケアマネジメントは「地域包括支援センター」が実施
- (2)地域支援事業の創設  
要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を介護保険制度に位置付け

### 2 施設給付の見直し P.10-13

- (1)居住費・食費の見直し  
介護保険3施設の居住費(ショートステイは滞在費)・食費、通所サービスの食費を保険給付の対象外に
- (2)所得の低い方に対する配慮  
所得の低い方の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足給付を創設

### 3 新たな サービス体系の 確立 P.14-18

- (1)地域密着型サービスの創設  
地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設
- (2)居住系サービスの充実  
特定施設の拡充  
有料老人ホームの見直し
- (3)地域包括ケア体制の整備  
地域の中核機関として「地域包括支援センター」を設置
- (4)中重度者の支援強化、医療と介護の連携・機能分担

介護保険法等の一部を改正する法律

施行：平成18年4月（ただし、施設給付の見直しについては平成17年10月施行）

サービスの質の確保が課題  
サービスの利用者による選択と専門性の向上  
実効ある規制ルール  
ケアマネジメントをめぐる問題

保険料設定における低所得者への配慮  
公平・公正な要介護認定  
市町村の保険者機能の発揮

4 サービスの質の確保・向上

P.19-20

- (1) 介護サービス情報の公表  
介護サービス事業者による事業所情報の公表を義務付け
- (2) サービスの専門性と生活環境の向上  
訪問介護における専門性の向上とユニットケアの推進等
- (3) 事業者規制の見直し  
指定の欠格事由の見直し、更新制の導入等
- (4) ケアマネジメントの見直し  
ケアマネジャー資格の更新制の導入、研修の義務化  
ケアマネジャー標準担当件数の引き下げ、不正に対する罰則の強化等

5 負担の在り方・制度運営の見直し

P.21-22

- (1) 第1号保険料の見直し  
負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に  
特別徴収(年金からの天引き)の対象を遺族年金、障害年金へ拡大
- (2) 要介護認定の見直しと保険者機能の強化  
申請代行、委託調査の見直し  
事業所への調査権限の強化と事務の外部委託等に関する規定の整備
- (3) 費用負担割合等の見直し  
介護保険施設等の給付費の負担割合の見直し  
特定施設の事業者指定の見直し

介護保険事業(支援)計画  
P.23-24

(1) 今後の高齢者介護の基本的な方向性の推進

- ・介護予防(地域支援事業・新予防給付)の推進
- ・できる限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるように在宅サービスや地域密着型サービスの整備を推進
- ・施設の居住環境について、ユニットケア化を図り、重度者への重点化を推進
- ・高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した「多様な住まい」の普及の推進

(2) 第3期介護保険事業計画の作成

- ・今後の高齢者介護の基本的な方向性を推進していくため、第5期介護保険事業計画の最終年度(平成26年度)を見据えた目標を設定
- ・各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画(平成18~20年度)を作成

被保険者・受給者の範囲  
P.25

社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。